資料３

地域防災計画内容の変更について

１　主な変更項目

⑴　庁内体制の変更

令和８年４月１日付で防災や防犯、災害発生時の対応力を強化するため、新たに防災安全担当部長を設置しました。

⑵　医療救護活動拠点・災害薬事センターの設置場所変更

医療救護活動拠点は、発災直後から情報収集、医療救護班及び保健活動チームの編成等のほか医療拠点病院及び緊急医療救護所と連携して傷病者の搬送調整等の医療救護活動を行う場所で、現計画では、小金井太陽病院に設置することとしておりましたが、活動を行う上での実効性を確保するため、小金井市医師会館に設置することとします。

災害薬事センターについては、薬剤師班活動や緊急医療救護所、避難所等への医薬品等の発注・供給を調整し、災害時の薬事の供給拠点となる場所で、現計画では、小金井市保健センターに設置することとしておりましたが、医療救護活動拠点との連携を重視し、医療救護活動拠点と同様に小金井市医師会館に設置することとします。

⑶　新たな気象情報

令和８年５月２９日より気象情報が変更となっております。基本的な考え方に変更はありませんが、警戒レベルの表記が変更となり、地域防災計画における記載内容にも変更が生じております。

⑷　一時避難場所の追加

新たに、中町三丁目暫定広場を一時避難場所として指定しました。これは、令和８年７月から小金井第一小学校の建替え工事に伴い校庭の使用が制限されることから、庁舎建設予定地内にある近隣の暫定広場を、臨時的な措置として一時避難場所に指定したものです。

２　計画への反映

次回の地域防災計画改訂時に反映します。

３　国・東京都の動向

東京都において、令和４年に「首都直下地震等による東京都の被害想定」を策定し、これに基づき、令和５年３月に小金井市地域防災計画を改定しました。

東京都では、昨年度、国が首都直下地震の被害想定を見直したことや、この間の取組を踏まえ、新たな被害想定の検討を開始しており、今年度末を目途に新たな被害想定（ライフライン、避難者、帰宅困難者の項目の第一次見直し）を取りまとめ、令和１１年度を目途に、全面見直し（第二次見直し）を予定しています。